

政令月収計算表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 3～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。
- (3) 年齢は、申込時現在の満年齢です。

控除対象者		範囲	条件	控除額		計算額
1	同居親族	申込住宅に同居する申込本人以外の方	同居条件にあう方	38万円	×	人 万円
2	同居しない扶養親族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	前年の所得課税証明書に記載	38万円	×	人 万円
3	老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	前年の所得課税証明書に記載	10万円	×	人 万円
4	特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	入居許可しようとする日において、満年齢が16歳以上23歳未満かつ扶養親族であること(所得額48万円以下)	25万円	×	人 万円
5	障害者	①特別障害者 (1)心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により知的障害とされた方(このうち重度と判定された方は特別障害者)。 (2)精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。	前年の所得課税証明書に記載されているか、障害者手帳等の証明できる書類がある方	40万円	×	人 万円
		②障害者 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級又は2級の方は特別障害者)。 (4)障害の程度欄が「A」又は「B1」、「B2」の療育手帳の交付を受けている方(「A」の方は特別障害者)。 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者)。 (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障害申込本人又は同居親族で次のア又はイに該当する方のうち下記「7 ひとり親」に該当しない方(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く)。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方(この場合は、扶養親族などが無くても「寡婦」とされる。))。				
6	寡婦	申込本人又は同居親族で次のア～エ全てに該当する方。 ア 現に婚姻していない方又は配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が48万円を超える子は除	前年の所得課税証明書に記載	27万円	×	人 万円
7	ひとり親	所得が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。				
8	給与所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方。	左記条件にあう方	10万円	×	人 万円
9	公的年金等所得者			所得が10万円未満である場合はその所得金額を控除します。		
控除合計額						万円

※ 控除額は該当者1人についての額(年間)です。

世帯の年間総所得額	控除合計額	政令月収
円	円	円